NO.	該当 ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
1	P2	2 定義 – 3	多面的機能について、保水能力も加えた方が良いと思う。	保水能力は、水資源の貯留等の「水源の涵養」機能に含まれるものと考 えております。
2	P2	2 定義-6	「県内の"森林"で生産された木材をいう」とするべきではないか。	「宮崎県木材利用促進条例」や他県の条例の表現も踏まえた書きぶりと しております。
3	P3	3 基本理念 – 1	再造林の推進のために、県民の理解が必要不可欠だが、一番は森林を所有する県内外に在住している森林所有者の理解が必要だと思う。 このため、県民はもとより、県外に在住している森林所有者への普及啓発も何らかの方法で行う必要があるのではないか。	普及啓発について、CMや新聞広告などに併せ、SNSの活用などにより、県内だけでなく、県外に向けても普及啓発の取組を進めてまいります。
4	P3	3 基本理念-2、4	森林所有者の同意を得るには、再造林のコストを抑え、できるだけ費用 負担を減らす必要がある。 なお、コストを抑える有効な手段として「森林の集積・集約化」や「伐 採〜地拵え〜植え付け作業を一貫して行う一貫作業の実施」があり、その ためには、市町村等との連携による林地情報の提供などの協力や伐採事業 者と造林事業者の連携が必要である。	御指摘の森林の集積・集約化など効率化を図ることは、再造林を推進するための重要な課題であり、「11 持続可能な森林の利用に向けた効率化の推進」において、収益性の向上に繋がる森林の集積・集約化の推進など必要な施策を規定しております。 また、再造林の円滑な実施のためには、市町村や事業者等が相互に協力し、再造林推進のための情報の共有等ができることが重要であり、「14 再造林を推進するための地域体制の整備」にその旨規定しているところです。
5	P3	3 基本理念 – 3	再造林後の下刈り作業の担い手対策は重要。下刈り作業を請ける事業者の参入を促すため、例えば、補助事業で、下刈り作業の賃金単価を他の作業賃金単価と別扱いで優遇する措置も必要ではないか。	下刈り作業など担い手の確保は、再造林を推進するための重要な課題として認識しており、「13 再造林を支える担い手及び事業者等の確保」において、再造林を支える林業の担い手の処遇及び労働環境の改善のための必要な施策を講ずること等を規定しております。
6	P3	4 県の責務	「責務」という言葉では、義務と責任を1つの言葉でまとめてしまっているため、結果、責任まで負うことが伝わりにくい。 再造林率90%以上の目標を目指すのであれば、「県の義務・責任」として2つの言葉に分けて、より強くはっきりと県民と約束すべきである。	「責務」は責任と義務を表すものと考えており、他の条例等の表現を踏まえ、本条例では、「責務」とし、今後、目標達成に向けて各施策に取り組んでまいります。

NO.	該当 ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
7	Р3	5 市町村の役割	現在の法律の立て付けでは市町村の責務のほうが大きいように思う。 ゾーニング、森林管理制度の実行など、負うべく責務をこなしていない のが現状、もう少し強く書いてよいのでは。	森林法、森林経営管理法などにおいて、市町村の責務や役割など規定されておりますが、再造林を推進する上では、市町村の役割を明確に示すとともに、県が積極的にサポートしていく体制づくりが重要です。このため、「5 市町村の役割」にて、市町村を「地域の林業行政を主体的に担う者」として規定するとともに、「4 県の責務」にて、「市町村の実施する再造林に関する施策に協力し、これを支援する」と規定しているところです。
8	P4	6 森林所有者の役割	再造林するべき義務を一義的に負うものは森林所有者であることをもっと強調してよいのでは(行政業界はそれを支える)。読み方によっては森林組合の責任が大きいように読める。	再造林を推進する上で、まずは、森林所有者にその重要性を十分認識してもらうことが重要ですので、「10 再造林の推進に向けた気運の醸成」の普及啓発などにより理解を深めていきたいと考えております。また、市町村等への委託について、森林所有者の適正な経営管理を図ることが森林経営管理法にも規定されておりますが、再造林を含め、これらの経営管理の実施が困難な場合、森林所有者以外の他者へ経営管理を委託するなど再造林の推進に繋げることが大変重要ですので、下記修正案のとおり修正します。 【骨子案】 1 森林所有者は、基本理念に基づき、再造林の推進に努めるものとします。 【修正案】 1 森林所有者は、基本理念に基づき、自らの所有する森林について経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。)の一環として、再造林(施業委託を含む。次項において同じ。)に努めるものとする。 2 森林所有者は、前項に規定する経営管理の一環としての再造林が困難である場合には、森林組合等への経営管理の委託その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
9	P4	6 森林所有者の役割	定義のところに書いたが、協力できない場合は市町村に管理委託することを明記すべき。盛土法でも所有者の責務はあるとされており、適正に管理しない場合は所有者責任があると書いてもよいと思う。	

NO.	該当 ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
10	P4	7 森林組合の役割	森林組合としては、森林の持つ公益的機能の維持増進を図ることを担保しつつ、組合員への利益還元を促し、協同組合として会員(森林所有者)所得の向上に努め、山林経営の意欲を高めることが重要である。 今後一層の、森林投資に関する投資効果やJクレジットを活用した森林投資へのメリットを創造していかなければならないと思う。	条例では「10 再造林の推進に向けた気運の醸成」にあるとおり、県民への普及啓発を通じて再造林を推進する気運を醸成することとしております。このような取組を通じて森林由来 J – クレジットなどの森林投資への意欲を喚起したいと考えております。
11	P3 P4	4 県の責務 5 市町村の役割 8 事業者の役割		森林所有者が適正な情報が得られるよう情報提供することをはじめ、伐 採届出制度の適正な運営が図られるよう、市町村の取組を支援してまいります。
12	P4	8 事業者の役割	この条例に基づく各種の取組に大変期待しているところであり、一方で、我々林業事業者の果たす役割も大きく、再造林の推進に向けた取組に 積極的に協力していく必要があると考えている。	今後とも、林業事業者の皆様からの御理解・御協力を得ながら、必要な 施策について順次実施してまいります。
13	P4	8 事業者の役割		木材産業事業者は、木材を加工又は流通する事業者を想定しており、木質バイオマス発電などの発電事業者は、8-3の「その他の事業者」に含まれます。
14	P5	10 再造林の推進に向けた 気運の醸成	丁寧な言葉で一般県民にもわかりやすくまとめていただいていると感じる。この内容をいかにして多くの県民に理解していただくか、多くの条例のように作りっぱなしにならないように工夫が必要だと思う。 若い世代には響きやすい内容だと思うので教科書への掲載等授業活用を強く希望したい。	御指摘のとおり、幅広い世代の県民の方に御理解いただくことは大変重要であります。 条例制定後は、様々な場面で条例のPRを行うとともに、これに基づく各施策の取組状況や実績についても発信していきたいと考えております。
15	P5	10 再造林の推進に向けた 気運の醸成	上記のとおり、学校教育に取り入れていくべき。	森林環境教育の推進につきましては、「宮崎県水と緑の森林づくり条例」の第15条(森林環境教育の推進)にて規定しており、この規定に基づき、再造林の重要性も含め、若い世代に対する森林環境教育に取り組んでまいります。

NO.	該当 ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
16	P6	1 0 再造林の推進に向けた気 運の醸成 1 1 持続可能な森林の利用に 向けた効率化の推進 1 2 循環型林業に不可欠な県 産材需要の拡大 1 3 再造林を支える担い手及 び事業者等の確保	「前文」末尾にある「森林を守り育てていくことを決意し、この条例を制	御意見を踏まえて、県が主体的に行う再造林推進のために必要な施策である10~13においては、「~する(講ずる)よう努めるものとする」という表現について、「努める」の文言を削除し、「講ずるものとする」という表現に修正します。
17	P5	1 1 持続可能な森林の利用に 向けた効率化の推進	森林組合以外の事業体は書類作成業務の情報・知識不足で計画作成、補助金申請に手間がかかることが多い。経営計画や補助金申請に関するわかりやすいマニュアルや相談員をつくることによって、申請業務の煩雑さの回避や新規参入者の増加に貢献できる。また、森林簿や森林計画図や地上レーザー測量の結果等のデータを公開もしくはスムーズに交付することで、地域森林の状況が把握しやすくなり、再造林の計画や申請業務の効率が上がる。宮崎県森林地理情報公開システムもあるが、動作が重く、表示される森林簿も情報が少ない。GISを利用する業者としてはレイヤで管理できるshpファイルの交付が必須。あわせて、地籍調査を推進することによって、伐採跡地の所有者ごとの区分けがわかりやすく、再造林を効率化できる。	申請書類の簡略化やレーザ測量などによる地域森林の資源量等の状況把 握など効率化を図ることは重要な視点であり、御意見は今後の取組を進め ていく中で参考とさせていただきます。
18	P5	1 1 持続可能な森林の利用に 向けた効率化の推進	「優先的に取り組む区域」の基準はどの様なものか。設定する場合は、 市町村及び森林組合等の意見徴収をお願いしたい。	御指摘の区域につきましては、市町村、森林組合、林業関係団体等との 意見交換も実施しながら、次年度以降の事業化に向けて区域の基準を検討 しております。
19	P5	1 1 持続可能な森林の利用に 向けた効率化の推進	「新しい技術等の導入」について、森林組合や事業体が何を求めている のかを把握し優先順位を付けてから政策を講じて頂きたい。	現場の二-ズについてしっかりと把握しながら、今後の取組について検 討してまいります。

NO.	該当 ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
20	P6	13 再造林を支える担い手及 び事業者等の確保	事業体の労働力確保が下請け発注による事業展開では、直接現場で労働 を担う者への処遇改善等への誘導は難しいのではないか。	再造林を推進する上で造林作業者の確保は必須であり、とりわけ処遇等の改善は重要な課題として認識しております。 このため、「13 再造林を支える担い手及び事業者等の確保」において、再造林を支える林業の担い手の処遇等の改善のための必要な施策を講ずることとしておりますが、御指摘の件も踏まえながら、今後の取組について検討してまいります。
21	P6	13 再造林を支える担い手及 び事業者等の確保	造林作業者は素材生産作業者と比べ利益が見えづらくモチベーションの維持が難しいことがある。 再造林率の高い事業体が、金銭的な面で評価されることによって、作業者の意識向上につながり造林者の確保・育成につながり再造林率が上がる。	再造林を推進する上で造林作業者の確保は必須であり、とりわけ処遇等の改善は重要な課題として認識しております。 このため、「13 再造林を支える担い手及び事業者等の確保」において、再造林を支える林業の担い手の処遇等の改善のための必要な施策を講ずることとしておりますが、御指摘の件も踏まえながら、今後の取組について検討してまいります。
22	P6	13 再造林を支える担い手及 び事業者等の確保	担い手のために、処遇及び就労環境の改善と確保、また、造林事業に取り組む事業体や新規参入者に対する施策も今一番に必要。 人が居ないとどの施策も進まない。この施策を優先してお願いしたい。	再造林を推進する上で造林作業者の確保は必須であり、とりわけ処遇等の改善は重要な課題として認識しております。 このため、「13 再造林を支える担い手及び事業者等の確保」において、再造林を支える林業の担い手の処遇等の改善のための必要な施策を講ずることとしておりますが、御指摘の件も踏まえながら、今後の取組について検討してまいります。

NO.	該当 ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
23	P6	13 再造林を支える担い手及 び事業者等の確保 14 再造林を推進するための 地域体制の整備	わけでもなく、見積業者の提案に左右されることが多い。会社規模や保有 機械によっては素材生産に特化せざるをえない事業体が多いのも事実だ。	(1)に関しては、「13 再造林を支える担い手及び事業者等の確保」において、再造林を支える林業の担い手の処遇等の改善のための必要な施策を講ずることとしております。 (2)に関しては、本条例では「14 再造林を推進するための地域体制の整備」において速やかな再造林推進を図るため、関係者を有機的に結びつける地域体制を整備することとしております。御意見を踏まえ、より効果的な施策の展開に努めてまいります。
24	P6	14 再造林を推進するための 地域体制の整備	この辺りが曖昧さを醸し出し本気度を引き下げる。	地域体制の整備につきましては、森林組合を中心に事業者(造林、素材生産)、県、市町村などが連携することで、森林所有者からの伐採の相談や森林所有者へ再造林の働きかけを行い、再造林をより効果的に推進するために必要なこれまでにない実効性のある新たな新たな体制の構築を検討しております。
25	P6	14 再造林を推進するための 地域体制の整備	再造林推進を目的とした協議会の存在は地権者への再造林を推進する上で影響力が大きいため、地域内に再造林推進の情報を取り纏める協議会の設立を促すことが重要性は高いと思う。そして、再造林推進に関する地権者情報の共有が可能となる市町村の関係構築を願う。	御意見のとおり、再造林を推進するための地域体制を整備し、市町村や 事業者等が相互に協力していく必要があると考えており、再造林推進のた めの情報の共有等ができるよう地域体制の整備を進めてまいります。
26	P6	14 再造林を推進するための 地域体制の整備	再造林率を引き上げることは、林業行政において待ったなしの重要課題である。特に条例制定後の地域体制の整備(審議会や検討会の立ち上げ等)から施策等の実施までのスピード感は、最も重要となる。「県は〜地域体制を遅滞なく整備するものとします。」とすべきである。	御意見のとおり、地域体制は遅滞なく整備する必要があると考えており、条例制定後は速やかに本条例に係る施策が実施できるよう、現在必要な準備を進めております。

NO.	該当 ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
27	P7	16 財政上の措置	教育(教育委員会)、路網整備・需要促進(県土整備部)、(商工観光 労働部)などの連携が必要。すべての部局連携の下、推進していくなどの 文言が欲しい。	県が定める条例であり、関係部局との連携が前提ですので、原案のとお りとします。
28	P7	16 財政上の措置	必要な財政上の措置とは、具体的にどのような事を想定しているのか。	本条例に規定する再造林を推進するための各施策の実施に必要な事業を計上することです。